

中小企業・新規創業のための

# 融資・助成制度のご案内

- 平成 21 年度版 -

岩手県商工労働観光部  
(財)いわて産業振興センター

この冊子は、岩手県商工労働観光部及び（財）いわて産業振興センター等が実施している融資や助成制度を紹介したものです。

このため、今回ご紹介した制度のほか、国や県の他の機関、お住まいの市町村の支援制度がある場合もありますので、詳しくは関係機関にお問い合わせ下さい。

## 中小企業の定義について

この冊子で紹介している制度における「中小企業(者)」及び「小規模企業(者)」の定義は、以下のとおりです。また、特にことわりがない場合、「中小企業(者)」には「小規模企業(者)」を含みます。

### 中小企業とは

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 100 人以下

中小企業基本法による。業種分類は、日本標準産業分類による。

### 小規模企業者とは

業種分類	定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって、中小企業として扱われる範囲が異なることがあります。

例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金 1 億円以下の企業としています。また、株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令により、ゴム製品製造業は資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下を中小企業としています。

中小企業の定義については、詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

## 目次

用 途	掲 載 ペー ジ	制 度 の 名 称	区		
			融 資 制 度		設 備
			設 備 資 金	運 転 資 金	リ ー ス
資金を 調達したい	1	商工観光振興資金			
	2	中小企業経営安定資金～一般対策～			
	3	中小企業経営安定資金～原油高対策～			
	4	中小企業経営安定資金～緊急対策～			
	5	小口事業資金			
	6	創造的中小企業支援資金			
	7	いわて起業家育成資金（育成資金）			
	8	いわて起業家育成資金（創業資金）			
	9	県北・沿岸地域中小企業振興特別資金			
	10	岩手県企業立地促進資金			
設備を 導入したい	11	小規模企業者等設備資金			
	12	小規模企業者等設備貸与			
	13	地域産業活性化企業設備貸与			
	14	企業立地促進奨励事業費補助金			
新商品開発・ 販路開拓資金	15	いわて希望ファンド地域活性化支援事業 （地域資源活用枠）			
	16	いわて希望ファンド地域活性化支援事業 （起業・経営革新枠）			
商店を活性化 させたい	17	いわて希望ファンド地域活性化支援事業 （中心市街地活性化枠）			
自社人材を 育成したい	18	ものづくり高度技術者育成支援事業補助金			
	19	自動車関連産業人材育成等支援事業補助金			
	20	組込み技術者人材育成研修支援事業補助金			
その他の 優遇制度	21	県版特区の優遇制度			
	22	ひとにやさしいまちづくり推進基金			

「利用できる方」に該当する場合でも、各制度の利用条件によって利用できない場

分		利用できる方				概要
貸与 割賦 販売	補助金 助成金	中 小 企業者	小規模 企業者	新 規 創業者	その他	
						中小企業向けの一般資金
						経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金
						原油高により経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金
						国際的な金融不安、経済の収縮により経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金
						小口の資金需要に対応する資金
						経営革新に取り組む企業向けの資金
						創業者向けの資金
						創業者向けの資金
						県北・沿岸地域の事業者向け資金
						工場等を新設又は増設する企業向けの資金
						設備購入金額の一部を無利子で融資
						新たな設備の割賦購入やリースを受けられる制度
						新たな設備を低利で割賦購入できる制度
						工場等を新設又は増設する経費の一部を補助
						地域資源を活用した新商品開発や販路開拓などの経費の一部を助成
						創業・起業をする方や経営革新に取り組む企業への助成
						中心市街地や商店街の活性化に取り組む企業への助成
						岩手大学大学院へ従業員を派遣する費用の一部を補助
						自動車関連先進企業等との連携による人材育成などの費用の一部を補助
						県外への技術者の派遣研修費用の一部を補助
						特定区域において工場等を新設又は増設する場合の各種優遇制度
						ひとにやさしいまちづくり条例に基づいた施設整備を実施する民間事業者向けの資金

合があります。詳しくは、各制度のページをご覧ください。

## 商工観光振興資金

～ 中小企業向けの一般資金 ～

設備の改善や事業の推進などに必要な資金を融資する、県制度資金の中で一般的な資金です。

### 対象となる方

県内に事業所がある中小企業者の方

### 支援内容

資金の用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	設備資金 1億円以内 運転資金 5,000万円以内 設備・運転併用の場合は、1事業所につき1億円以内
貸付期間	設備資金 15年以内（据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（据置期間1年以内） 設備・運転併用の場合は、15年以内（据置期間2年以内）
貸付利率	変動金利（貸出時点上限付き） 貸付期間 3年以内 年 2.05%以内 3年超 10年以内 年 2.25%以内 10年超 15年以内 年 2.45%以内 但し、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動 手形貸付の場合は、固定
信用保証	年 0.45%～1.50% セーフティネット保証 年 0.60又は0.70%
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### **【お問い合わせ】**

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1（岩手県庁2階） 電話：(019)629-5542

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=2&ik=0&pn=14&cd=13569>

## 中小企業経営安定資金～一般対策～

～経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金～

経営の安定に支障が生じている中小企業向けの運転資金です。

### 対象となる方

県内に事業所があり、次のいずれかに該当する中小企業者の方。

- ・最近3か月間の平均売上が、前年同期に比べ概ね10%以上減少
- ・最近の経常利益が欠損
- ・最近の売上高対経常利益率が前年に比べ低下
- ・最近3か月間の流動比率、当座比率の平均が次に該当  
製造業・建設業・サービス業 流動比率100%以下 当座比率70%以下  
卸・小売業 流動比率120%以下 当座比率70%以下
- ・最近の流動比率、当座比率等資金繰り関連諸比率が悪化
- ・取引先の倒産により、その経営が著しく不安定
- ・中小企業信用保険法第2条第4項の各号に定める特定中小企業者
- ・岩手県信用保証協会の支援を受けて事業再生計画を策定し、当該計画について同協会が設置する再生審査会の審査を受けて、求償権消滅保証の対象となる方

### 支援内容

資金の用途	運転資金
貸付限度額	8,000万円以内（経営安定関連は別枠で8,000万円以内）
貸付期間	15年以内（据置期間3年以内）
貸付利率	貸付期間3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内
信用保証	無担保保証年0.45%～1.50% 有担保保証年0.35%～1.40% セーフティネット保証 年0.60又は0.70%
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	各商工会議所、商工会、取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1（岩手県庁2階） 電話：(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=13586>

## 中小企業経営安定資金～原油高対策～

～原油高により経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金～

原油及び石油製品の価格上昇により経営の安定に支障が生じている中小企業向けの運転資金です。

### 対象となる方

県内に事業所があり、次のいずれにも該当する中小企業者の方。

- ・原油又は石油製品の仕入価格が、過去3か年のいずれかの年の同期の原油等の仕入価格と比べて10%以上上昇していること。
- ・原油等の仕入価格が、製品製造等に係る売上原価の10%以上を占めていること。
- ・最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、過去3か年のいずれかの年の同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

### 支援内容

資金の用途	運転資金
貸付限度額	8,000万円以内
貸付期間	15年以内（据置期間3年以内）
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内
信用保証料	無担保保証年0.40%～1.40% 有担保保証年0.30%～1.30% セーフティネット保証 年0.60又は0.70%
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	各商工会議所、商工会、取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1（岩手県庁2階） 電話：(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pn=14&cd=13586>

## 中小企業経営安定資金～緊急対策～

～国際的な金融不安、経済の収縮により経営の安定に支障を生じている中小企業向け運転資金～

国際的な金融不安、経済の収縮により経営環境が悪化している中小企業向けの運転資金です。

### 対象となる方

県内に事業所があり、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める特定中小企業者として市町村の認定を受けた中小企業者の方。

< 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める特定中小企業者 >

経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行っており、次のいずれかに該当する方。

- イ 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ロ 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
- ハ 最近3ヶ月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

### 支援内容

資金の用途	運転資金
貸付限度額	8,000万円以内(中小企業経営安定資金の一般対策とは別枠)
貸付期間	10年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.2%以内 3年超10年以内 年2.4%以内
信用保証料	年0.6%
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階) 電話:(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=13586>

## 小口事業資金

～ 小口の資金需要に対応する資金 ～

中小企業者等の小口の資金需要に対応する資金です。  
この資金は、「普通小口資金」、「小規模小口資金」、「特別小口資金」の3種類があります。

### 対象となる方

- 1 普通小口資金 : 県内に事業所がある中小企業者の方
- 2 小規模小口資金 : 県内に事業所があり、従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者の方
- 3 特別小口資金 : 県内に事業所があり、従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の方で、所得税、事業税等の完納者で保証債務残高のない小規模企業者の方

### 支援内容

資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	1,250万円以内
貸付期間	設備資金 7年以内(据置期間1年以内) 運転資金 5年以内(据置期間1年以内) 設備・運転併用の場合は、7年以内(据置期間1年以内)
貸付利率	貸付期間に応じ次のとおり [普通小口資金] 3年以内 年2.25%以内 / 3年超7年以内 年2.45%以内 [小規模小口資金] 3年以内 年2.15%以内 / 3年超7年以内 年2.35%以内 [特別小口資金] 3年以内 年2.20%以内 / 3年超7年以内 年2.40%以内
信用保証料	[普通小口資金] 年0.45～1.50% [小規模小口資金] 年0.45～1.50% [特別小口資金] 年0.70%
保証人	第三者保証人は不要(特別小口は不要)
担保	不要
申込先	商工会議所、商工会、取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階) 電話:(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=2&ik=0&pn=14&cd=13570>

## 創造的中小企業支援資金

～ 経営革新に取り組む企業向けの資金～

経営の革新及び著しい新規性を有する技術・ノウハウの研究開発やその事業化をしようとする企業(いわゆるベンチャー企業)向けの資金です。

### 対象となる方

次の1または2に該当する中小企業者の方

- 1 県内に事業所を有する中小企業者のうち、新事業活動促進法の規定に基づき、経営革新計画について知事の認定を受けた方
- 2 県内に事業所を有する中小企業者(これから創業しようとする方を含む)のうち中小企業創造活動促進法の規定に基づき、研究開発等事業計画について知事の認定を受けた方

### 支援内容

資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度額	設備資金 7,000万円以内 運転資金 5,000万円以内 設備・運転併用の場合は7,000万円以内
貸付期間	10年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.05%以内 3年超10年以内 年2.25%以内
信用保証料	上記「対象となる方」1の場合 年0.8% 上記「対象となる方」2の場合 年0.9%(無担保・無保証人の場合には、年1.1%)
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階) 電話:(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=13598>

## いわて起業家育成資金（育成資金）

～ 創業者向けの資金 ～

資格、経験等を基にして新たに事業を開始（創業）しようとする方に対して融資する資金です。

### 対象となる方

県内で新たに事業を開始しようとする中小企業者（創業して5年未満の者を含む）で、次の1及び2に該当する方

1 次のいずれかに該当する方

- A 法律に基づく資格を有し、新たに事業を開始しようとする方
- B 知識及び経験を有する方で、新たに事業を開始しようとする方で、次のいずれかに該当する方
  - ア 同一企業に継続して3年以上勤務し、新たに開始する事業の経験を3年以上有する方
  - イ 新たに開業しようとする業種の経験を通算して5年以上有する方
- C いわて起業家大学、いわて起業家大学院又は起業家・後継者育成塾の修了生でそのビジネスプランを事業化しようとする方で推薦を受けた方
- D 創業塾の修了生でそのビジネスプランを事業化しようとする方で推薦を受けた方

2 次のいずれにも該当する方

- A 事業に着手していることが客観的に明らかであること
- B 会社設立登記を完了していること
- C 許認可等を必要とする事業については取得状況が明らかであること

### 支援内容

資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	設備資金 4,000万円以内、運転資金 2,000万円以内 設備・運転併用の場合は4,000万円以内
貸付期間	設備資金 15年以内(据置2年以内)、運転資金 10年以内(据置1年以内) 設備・運転併用の場合は15年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内
信用保証料	年0.45%～1.50%
保証人・担保	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件
申込先	各商工会議所、商工会、いわて産業振興センター
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### **【お問い合わせ】**

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階) 電話:(019)629-5542

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&np=14&cd=13588>

## いわて起業家育成資金（創業資金）

～ 創業者向けの資金 ～

新たに事業を開始（創業）しようとする方に対して融資する資金です。

### 対象となる方

県内で新たに事業を開始しようとする中小企業者（創業して5年未満の者を含む）で、次の1から3までの全てに該当する方

- 1 事業を営んでない方が新たに事業を始める場合で、次のAからDのいずれかに該当する方
  - A 1か月以内に創業を行う具体的な計画がある個人
  - B 2か月以内に会社を設立し創業を行う具体的な計画がある個人
  - C 個人創業を行った者で事業開始後5年未満の方
  - D 個人により設立された会社で事業開始後5年未満の方
- 2 許認可等を必要とする事業については、取得状況が明らかであること
- 3 人材、知識、ノウハウ等事業の継続に必要な経営資源を有していること

### 支援内容

資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	上記「対象となる方」のうち 1のA・B 1,000万円以内 1のC・D 2,000万円以内（うち情報技術関連又は環境関連と認められる方は3,000万円以内）
貸付期間	設備資金 7年以内（据置1年以内） 運転資金 5年以内（据置1年以内）
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.25%以内 3年超7年以内 年2.45%以内
信用保証	1,000万円以内の借入金額分については、年0.7% 1,000万円超の借入金額分については、年0.45%～1.5%
保証人・担保	第三者保証人は不要、無担保
申込先	各商工会議所、商工会、いわて産業振興センター
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1（岩手県庁2階） 電話：（019）629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&np=14&cd=13589>

## 県北・沿岸地域中小企業振興特別資金

～ 県北・沿岸地域の事業者向け資金 ～

県北・沿岸地域で雇用の増加、事業拡大、新分野進出等に意欲的に取り組む中小企業向けの資金です。

### 対象となる方

県北・沿岸地域の中小企業者のうち、本資金を活用しなければ無担保による融資を受けることが困難であり、かつ、次の要件に該当する方。

次の市区町村区域に事業所を有すること。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町又は一戸町

次のいずれかの事業活動計画を有すること。

ア 従業員を新たに1名以上雇用する計画を有すること

イ 売上高(完成工事高)が単年度で概ね3%以上又は3年間で概ね9%以上増加する計画を有すること。

ウ 経常利益が増加する計画を有すること

エ 新商品の開発又は生産、新役務の開発等の新たな事業活動を行う計画を有すること

オ 異業種進出(日本標準産業分類における中分類を異にする事業区分へ進出)の計画を有すること

### 支援内容

資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度額	5,000万円以内
貸付期間	15年以内(据置期間3年以内)
貸付利率	貸付期間 3年以内 年2.25%以内 3年超10年以内 年2.45%以内 10年超15年以内 年2.65%以内
信用保証	年0.45%～1.50%
保証人・担保	第三者保証人は不要、原則無担保(不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保に徴求)
申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び岩手県信用保証協会の保証審査が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階) 電話:(019)629-5542

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=2&ik=0&np=14&cd=13571>

## 岩手県企業立地促進資金

～ 工場等を新設又は増設する企業向けの資金～

知事が認定した企業が工場等を新設・増設する場合の経費に対する融資制度です。

### 対象となる方：

製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業・機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所等を営む方

誘致企業：立地決定から3年以内に操業。新設：投資総額1億円以上

増設：投資総額1億円以上又は増設操業時の雇用10人以上増加

既存企業：上記の他に、工場適地、農工団地、準工業地域、工業地域、工業専用地域、県市町村等が造成した工業団地、知事が特に認める地域に立地する場合

### 支援内容

資金の用途	工場等の用地の取得及び造成 工場等、構築物等の建設及び取得 機械・設備の取得 電力供給設備工事費負担金の支払い
貸付限度額	1工場等あたり投資総額の80%以内、限度額3億円 拠点工業団地に立地する場合5億円 知事が特に必要と認める場合10億円 特定区域の指定を受けた区域内の場合20億円 電力供給設備工事費負担金の場合、別枠で80%以内、限度額1億円
貸付期間	15年以内（うち据置期間3年以内）
貸付利率	貸付期間10年以内 年1.8%以内 10年超15年以内 年2.0%以内
信用保証	必要に応じて、岩手県信用保証協会の保証を付す。
保証人・担保 申込先	第三者保証人は不要、担保は取扱金融機関の所定の条件 取扱金融機関
取扱金融機関	事前に県に「貸付認定申請」を行う必要があります。 商工組合中央金庫盛岡支店、岩手銀行・東北銀行・北日本銀行の本店及び支店、岩手県内信用金庫の本店及び支店、七十七銀行盛岡支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び、必要に応じて岩手県信用保証協会の保証審査が必要となります。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 企業立地推進課

盛岡市内丸10-1（岩手県庁2階） 電話：(019)629-5565

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/%7Eritti/yugu03.html>

## 小規模企業者等設備資金

～ 設備購入金額の一部を無利子で融資～

中小企業者の方が新たに設備を導入する際、設備購入金額の1/2以内を無利子で融資する資金です。

### 対象となる方

原則、従業員20人以下の小規模企業者の方（商業・サービス業は5人）。  
ただし、従業員50人以下の中小企業者の方も利用できる場合があります。  
一部の業種を除き、多くの業種が対象となります。

### 支援内容

貸付額	設備購入金額の1/2以内で、50万円～4,000万円 (特例) 創業後1年以上の創業者 50万円～6,000万円 産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業 設備購入金額の2/3以内で、66万円～6,000万円
貸付利率	無利子
償還期間	7年以内（公害防止等設備は12年以内）
償還方法	据置期間1年以内の半年賦償還
担保・保証人	連帯保証人が必要。 担保は譲渡担保
対象設備	以下の <u>いずれか</u> に該当するもの。 1 創業のために必要なもの 2 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3 公害防止等の効果があるもの

### **【お問い合わせ】**

財団法人 いわて産業振興センター 総務・金融グループ  
盛岡市飯岡新田3-35-2 電話:(019)631-3821

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi/body2.html>

## 小規模企業者等設備貸与

～ 新たな設備の割賦購入やリースを受けられる制度～

中小企業者の方が新規に設備を導入する際、割賦購入やリースを受けることができます。

### 対象となる方

原則、従業員 20 人以下の小規模企業者の方（商業・サービス業は 5 人）。  
ただし、従業員 50 人以下の中小企業者の方も利用できる場合があります。  
一部の業種を除き、多くの業種が対象になります。

### 支援内容

貸与額	100 万円～6,000 万円 創業後 1 年未満の創業者は 3,000 万円以下
割賦損料率	年 2.3% リースは月額リース料 1.860%（5 年）、1.382%（7 年）
償還期間	7 年以内（公害防止等設備は 12 年以内）
償還方法	据置期間 1 年以内の年賦、半年賦又は月賦償還 リースは月賦
保証金	貸与額の 10%（リースは不要）
保証人	連帯保証人が必要
対象設備	以下の <u>いずれか</u> に該当するもの 1 創業のために必要なもの 2 導入することで経営の向上が見込まれるもの 3 公害防止等の効果があるもの

### **【お問い合わせ】**

財団法人 いわて産業振興センター 総務・金融グループ  
盛岡市飯岡新田 3 - 35 - 2 電話：(019) 631 - 3821

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi/>

## 地域産業活性化企業設備貸与

～ 新たな設備を低利で割賦購入できる制度～

中小企業の方が新規に設備を導入する際、希望する設備を一度（財）いわて産業振興センターが購入し、その設備を低利で割賦購入することができます。

### 対象となる方

県内に事業所又は工場を持つ中小企業者の方又は企業組合若しくは協業組合。以下に該当する事業者の方は、より長期・高額の利用が可能です。

- 1 中小企業新事業促進法の経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定企業
- 2 ISO9000s、14000s の認証取得企業
- 3 ソフトウェア業、情報処理サービス業
- 4 県内企業に一定以上の下請発注を行っている企業

### 支援内容

	通常	最大
貸与額	100万円～6,000万円	100万円～1億円 (一部2億円まで)
割賦損料率 (利息)	年2.3%	同左
償還期間	7年以内(年賦、半年賦又は月賦)	10年以内(同左)
保証金	割賦額の10%	同左
保証人	必要	同左
対象設備	導入による効果が認められる設備	同左

#### 【お問い合わせ】

財団法人 いわて産業振興センター 総務・金融グループ  
盛岡市飯岡新田3-35-2 電話:(019)631-3821

#### 【この制度のホームページ】

<http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi/>

## 企業立地促進奨励事業費補助金

～ 工場等を新設又は増設する経費の一部を補助～

知事が認定した企業による工場等の新設・増設に対し市町村が補助する場合、この補助金の一部を市町村に交付します（間接補助）。

### 対象となる方

#### （対象業種等）

製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所の事業（盛岡西リサーチパークにあつては製造業及び頭脳立地法の特定 16 業種）を営む方  
立地企業に用地・構築物等を賃貸する企業（立地支援企業）

#### （立地場所）

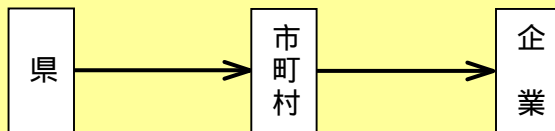
工場適地、農工団地、都市計画工業系地域、県・市町村等が造成した団地等に立地する場合

#### （補助対象経費）

工場等の用地の取得及び造成に要する費用  
構築物等の建設に要する費用  
機械、設備等償却資産の取得に要する費用

### 支援内容

#### 補助金の流れ



	県北・沿岸等地域	左記以外の地域
補助要件	新設の場合	新設の場合
	固定資産投資額 5千万円以上 新規常用雇用者数 製造業 10人以上 （最終計画 20人以上） 製造業以外 5人以上	固定資産投資額 1億円以上 新規常用雇用者数 製造業 10人以上 （最終計画 20人以上） 製造業以外 5人以上
	増設（平成 22 年度まで）の場合	
	固定資産投資額 1億円以上 新規常用雇用者数 10人以上かつ 増設後常用雇用者数 10人以上増加	
補助金額	補助対象経費の 10 分の 2 以内 1 工場等当たり限度額 3 億円	補助対象経費の 10 分の 1 以内 1 工場等当たり限度額 3 億円

#### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 企業立地推進課

盛岡市内丸 10 - 1（岩手県庁 2 階） 電話：(019) 629 - 5565

#### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/%7Eritti/yugu04.html>

## いわて希望ファンド地域活性化支援事業（地域資源活用枠）

～ 地域資源を活用した新商品開発や販路開拓などの経費の一部を助成～

地域資源を活用した新たな取組みに対して、新商品開発や販路開拓等の経費の一部を助成します。

### 対象となる方

- ・ 県内で創業・起業する方
- ・ 県内に主たる事業所を有する中小企業者の方
- ・ 県内の特定非営利活動法人、農事組合法人等

### 支援内容

農林水産物、鉱工業品又はその生産技術、文化財や温泉等の観光資源などの地域資源を活用した新たな事業に対し、次の助成を行ないます。

#### 助成対象経費

- ・ 事業実施のために必要な市場調査等に要する経費
- ・ 新商品、新技術、新役務(サービス)の開発に要する経費
- ・ 販路開拓に要する経費
- ・ 人材養成に要する経費

#### 助成上限額

200万円

#### 助成率

1/2以内

ただし、大船渡、釜石、宮古、久慈及び二戸地方振興局管内の方が同地域内で取り組む事業は、助成率2/3以内の額

### その他

(財)いわて産業振興センターが年3回募集を行ないます。

同センターホームページから様式をダウンロードし、助成金交付要望書等を作成の上、所定の締切日までに同センターへ提出して下さい。

同センターの審査委員会での評価を踏まえ、助成金の交付が決定されます。

交付決定された場合、同センターと助成金交付契約を締結し、事業を開始します。

### **【お問い合わせ】**

(財)いわて産業振興センター 新事業・研究開発支援グループ

盛岡市飯岡新田3-35-2 電話:(019)631-3827

岩手県商工労働観光部

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階)

産業経済交流課地域産業担当 電話:(019)629-5537

経営支援課 新事業・団体支援担当 電話:(019)629-5548

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.joho-iwate.or.jp/fund/fund.html>

## いわて希望ファンド地域活性化支援事業（起業・経営革新枠）

～ 創業・起業をする方や経営革新に取り組む企業への助成～

県内で創業・起業する方や経営革新計画の承認を受けた中小企業の新商品開発や販路開拓等の経費の一部を助成します。

### 対象となる方

- ・ 県内で創業・起業する方（6ヶ月以内に創業・起業予定の方又は創業から3年以内の方）
- ・ 県内に主たる事業所を持つ中小企業者の方（経営革新計画の承認を受けた方）

### 支援内容

創業・起業する方や経営革新計画の承認を受けた中小企業者の方の新たな事業に対し、次の助成を行ないます。

#### 助成対象経費

- ・ 事業実施のために必要な市場調査等に要する経費
- ・ 新商品、新技術、新役務(サービス)の開発に要する経費
- ・ 販路開拓に要する経費
- ・ 人材養成に要する経費

助成上限額 500万円

助成率 1/2以内

#### その他

「経営革新計画の承認」とは、中小企業新事業活動促進法第9条の規定に基づき、新事業活動計画について知事承認を受けることが必要です。承認を受けていない場合は、この事業の助成金交付要望書提出と合わせて、県に経営革新計画に係る承認申請書を提出してください（計画が承認にならなかった場合、助成金交付対象外となります。）。

### その他

(財)いわて産業振興センターが年3回募集を行ないます。

同センターホームページから様式をダウンロードし、助成金交付要望書等を作成の上、所定の締切日までに同センターへ提出して下さい。

同センターの審査委員会での評価を踏まえ、助成金の交付が決定されます。

交付決定された場合、同センターと助成金交付契約を締結し、事業を開始します。

### 【お問い合わせ】

(財)いわて産業振興センター 新事業・研究開発支援グループ

盛岡市飯岡新田3-35-2 電話:(019)631-3827

岩手県商工労働観光部

盛岡市内丸10-1(岩手県庁2階)

産業経済交流課地域産業担当 電話:(019)629-5537

経営支援課 新事業・団体支援担当 電話:(019)629-5548

### 【この制度のホームページ】

<http://www.joho-iwate.or.jp/fund/fund.html>

## 商店街を活性化させたい

### いわて希望ファンド地域活性化支援事業（中心市街地活性化枠）

～ 中心市街地や商店街の活性化に取り組む企業等への助成～

中心市街地や商店街の活性化に向けての革新的、戦略的な取組みに対し、経費の一部を助成します。

#### 対象となる方

- (1) 小売・サービス業（飲食店を含む。）を営む県内の中小企業者の方（法人、個人事業者）
- (2) 商店街振興組合、事業協同組合
- (3) 商工会、商工会議所
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項に規定される中心市街地整備推進機構、三セク会社、公益法人
- (5) 事業を行うことが適当と認められる特定非営利活動法人（NPO 法人）

#### 支援内容

##### 前提条件

助成制度を利用できる事業は、原則として次の要件全てを満たす必要があります。

中心市街地又は商店街の活性化を目的とした事業であること。

革新的かつ戦略的な取組みを行う事業であること。

創業・起業や経営の革新に資する事業であること。

助成上限額 200 万円

助成率 9/10 以内

ただし、店舗賃借料については、「店舗賃借料 / 月 × 月数（助成対象期間） × 1 / 3」の算式によって算出された額の 9 / 10 以内の額

##### 事業区分

事業実施のため必要な市場・動向調査に関する事業

新商品・新役務の開発又は企業化に関する事業

販売促進・販売力強化のために行う事業

業種構成再編、遊休資産利活用のために行う事業

その他特に必要と認められる事業

#### その他

（財）いわて産業振興センターが年 3 回募集を行いません。

同センターホームページから様式をダウンロードし、助成金交付要望書を作成の上、所定の締切日までに同センターに提出して下さい。

同センターの審査委員会での評価を踏まえ、助成金の交付が決定されます。

交付決定された場合、同センターと助成金交付契約を締結し、事業を開始します。

#### 【お問い合わせ】

（財）いわて産業振興センター 新事業・研究開発支援グループ

盛岡市飯岡新田 3 - 3 5 - 2 電話：(019) 631 - 3827

岩手県商工労働観光部

盛岡市内丸 1 0 - 1（岩手県庁 2 階）

産業経済交流課地域産業担当 電話：(019) 629 - 5537

経営支援課 商業まちづくり担当 電話：(019) 629 - 5545

#### 【この制度のホームページ】

<http://www.joho-iwate.or.jp/fund/fund.html>

## ものづくり高度技術者育成支援事業補助金

～ 岩手大学大学院へ従業員を派遣する費用の一部を補助～

自社の高度技術者の育成を目的として、国立大学法人岩手大学大学院工学研究科金型・鋳造工学専攻（博士前期課程）に従業員を派遣して高度技術者の育成を行う場合に、その経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- (1) 県内に工場又は事業所を持つ中小企業者の方
- (2) 県内に工場又は事業所を持つ中小企業者が組織する団体
- (3) その他知事が特に認める場合

### 支援内容

対象事業	国立大学法人岩手大学大学院工学研究科金型・鋳造工学専攻（博士前期課程）に従業員を派遣して高度技術者の育成を行う場合
対象経費	人件費、旅費及び滞在費 【人件費】派遣する従業員の給料（基本給に相当するもの） 【旅費】派遣する従業員に係る交通費 【滞在費】派遣する従業員に係る宿泊料等滞在経費（食費・光熱水費等を除く） 【その他】上記の他、知事が特に必要と認める経費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	1件あたり100万円以内
応募期間	補助事業を開始しようとする年度の4月30日まで（ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません）

### 【お問い合わせ】

工業技術集積支援センター

北上市相去町山田2-18 北上オフィスプラザ2階 電話:(0197)71-2730

## 自動車関連産業人材育成等支援事業補助金

～自動車関連先進企業等との連携による人材育成などの費用の一部を補助～

自動車関連産業への参入促進を図るため、自動車関連先進企業等と連携し、専門的・実践的な技術・知識の習得等を目的とした人材育成を行う場合、その経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- (1) 県内に工場又は事業所を持つ中小企業者の方
- (2) 県内に工場又は事業所を持つ中小企業者が組織する団体
- (3) その他知事が特に認める場合

### 支援内容

対象事業	自動車関連先進企業等に自社の従業員を派遣して、専門的・実践的な人材育成研修を行う場合 自動車関連先進企業等と連携して、専門的知識・経験を有する者から指導を受ける場合
対象経費	人件費、旅費及び滞在費 【人件費】 派遣する従業員の給料 指導者に係る謝金、賃金及び給料 【旅費】 派遣する従業員に係る交通費、日当及び宿泊費 指導者に係る交通費、日当及び宿泊費 【滞在費】 派遣する従業員に係る宿泊料等滞在経費 指導者に係る宿泊料等滞在経費 ( 共に、食費・光熱水費等を除く ) 【その他】上記の他、知事が特に必要と認める経費
補助率	補助対象経費の 1/2 以内
補助限度額	1 件あたり 100 万円以内
応募期間	補助事業を開始しようとする年度の 6 月 30 日まで(ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません)

### **【お問い合わせ】**

工業技術集積支援センター

北上市相去町山田 2 - 1 8 北上オフィスプラザ 2 階 電話:(0197)71-2760

### **【この制度のホームページ】**

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=524&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=62&pnp=502&pnp=524&cd=11778>

## 組込み技術者人材育成研修支援事業補助金

～ 県外への技術者の派遣研修費用の一部を補助～

自社への組込みソフトウェア開発業務の持ち帰りを前提とした実践的な人材育成研修を行う場合、その経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- (1) 県内に事業所を持つ中小企業者の方
- (2) その他知事が特に認めた場合

### 支援内容

**対象事業** 県内自社事業所への組込みソフトウェア開発業務の持ち帰りを視野に入れ、自社技術者を県外他社事業所に派遣して行う、実践的な人材育成研修。

**対象経費** 旅費、滞在費

- 【旅費】 派遣技術者の赴任等に係る交通費、日当及び宿泊費  
派遣業務に関連し、県内から出張する社員に係る交通費、日当及び宿泊費
- 【滞在費】 派遣期間中の家賃等の滞在経費  
派遣技術者の滞在のために必要な初期経費
- 【その他】 知事が特に必要と認める経費

**補助率** 補助対象経費の 1/2 以内  
**補助限度額** 1 件あたり 100 万円以内  
**応募期間** 随時

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 科学・ものづくり振興課 ものづくり振興グループ  
盛岡市内丸 10 - 1 (岩手県庁 2 階) 電話 : (019) 629 - 5553

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=522&of=1&ik=3&pn=17&pn=62&pn=502&pn=522&cd=17861>

## 県版特区の優遇制度

～ 特定区域において工場等を新設又は増設する場合の各種優遇制度 ～

知事が認定した企業が特定区域において工場等を新設・増設する場合の、県税の課税の特例や大型補助金などの制度です。

### 対象となる方：

製造業を営む法人又は個人の方で、特定区域（特定区域における産業の活性化に関する条例により知事が指定した区域）内に工場等を新設または増設される方。

### 支援内容

#### (1) 県による助成

##### 県税の課税免除及び不均一課税

特定区域内に要件に該当する新增設を行う企業に対して、不動産取得税の課税免除及び法人・個人の事業税の課税免除、不均一課税を行います。

特例の期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの新增設	
軽減する県税	不動産取得税：課税免除 法人・個人の事業税：3 年間課税免除、その後の 2 年間 1/2 課税	
要件	固定資産投資額	減価償却資産の取得価額が 5,000 万円以上
	新規常用雇用者数	5 人以上
	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項第 40 号又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 40 号に規定する青色申告書を提出する法人及び個人	

##### 大型補助金

補助金の上限は設定せず、投資規模、雇用人数により、個別に決定します（直接補助）。

##### 企業立地促進資金

特定区域内の企業に対する融資 限度額 20 億円

#### (2) 市町村による助成

市町村は、特定区域内に要件に該当する新增設を行う企業に対する、固定資産税の課税免除、不均一課税や大型投資企業に対する補助などの助成を行います。

### 【お問い合わせ】

岩手県商工労働観光部 企業立地推進課

盛岡市内丸 10 - 1（岩手県庁 2 階） 電話：(019) 629 - 5565

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/%7Eritti/yugu01.html>

## ひとにやさしいまちづくり推進資金

～ 施設整備等に要する資金を低利で融資～

病院、商店、食堂、理髪店、美容院、ホテルなど不特定多数の人が利用する民間の施設に、エレベーターや自動ドア、トイレなどの施設整備等に必要な資金を低利で融資する資金です。

### 対象となる方

不特定多数の人が利用する民間施設の設置・管理者  
民間の公共車両等の所有・管理者  
民間の公共工作物の所有・管理者

### 支援内容

融資対象資金	施設の整備資金 公共車両等の購入・改造資金 公共工作物の整備資金
融資限度額	1,500万円以内 エレベーター等の昇降装置の設置費の場合は5,000万円、 リフト付きバス等、高齢者、障がい者の利用に配慮した公 共車両等の整備費の場合は3,500万円
融資期間	15年以内（据置期間1年以内）
融資利率	貸付期間3年以内 年1.2% 3年超10年以内 年1.4% 10年超15年以内 年1.6%
信用保証	年0.35%～1.50%
保証人・担保	取扱金融機関の所定の条件
申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、県内信用金庫の本店及び 県内の各支店

### その他

融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査（中小企業信用保険法に定める中小企業者にとっては岩手県信用保証協会の審査）が必要になります。

### 【お問い合わせ】

岩手県保健福祉部 地域福祉課 指導生担当

盛岡市内丸10-1（岩手県庁9階） 電話：(019)629-5438

### 【この制度のホームページ】

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=11367&ik=0&pn=14>

## お問い合わせ先へのアクセス

岩手県商工労働観光部（岩手県庁 2 階）

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

経営支援課（金融担当）	019-629-5542
〃（新事業・団体支援担当）	019-629-5548
〃（商業まちづくり担当）	019-629-5545
産業経済交流課（地域産業担当）	019-629-5537
企業立地推進課	019-629-5565
科学・ものづくり振興課（ものづくり振興グループ）	019-629-5553



岩手県工業技術集積支援センター

〒024-0051 北上市相去町山田 2-18

(株)北上オフィスプラザ 2 階 :0197-71-2760

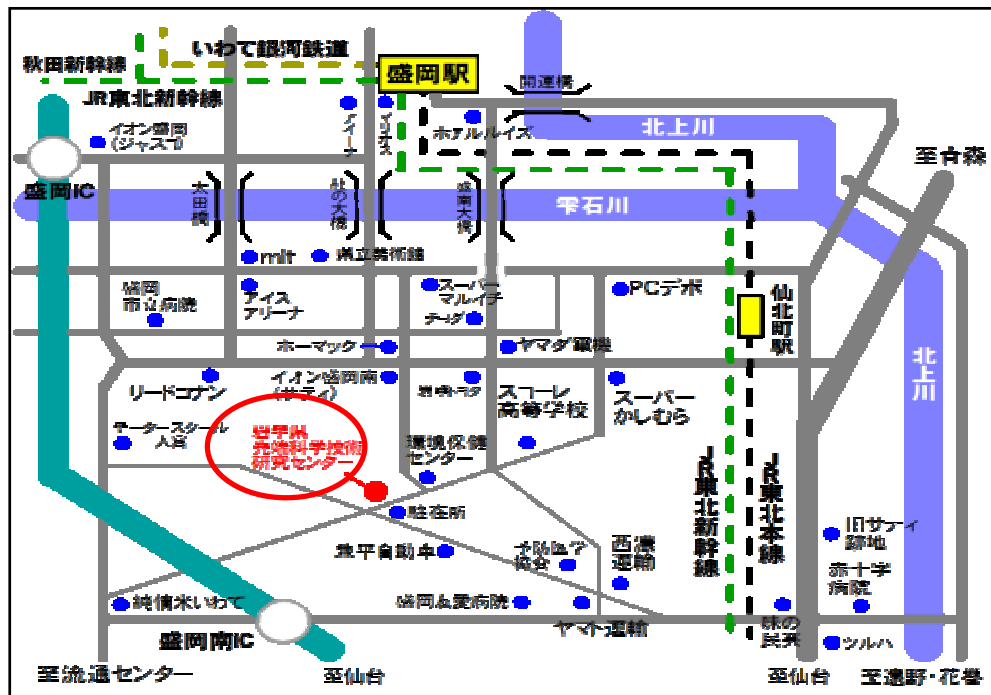


(財)いわて産業振興センター

〒020-0852 盛岡市飯岡新田 3-35-2

岩手県先端科学技術研究センター2階

:019-631-3820 (代)



## ホームページのご案内

岩手県のホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/index.rbz>

経営支援課のホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=501&ik=3&pn=17&pn=62&pn=501>

経営支援施策ガイド (経営支援課のホームページ)

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2326&of=1&ik=3&pn=17&pn=62&pn=501&pn=2326&cd=13604>

県単制度融資・セーフティネット保証制度のご案内 (経営支援課のホームページ)

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=516&of=1&ik=3&pn=17&pn=62&pn=501&pn=516&cd=1744>

産業経済交流課のホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=503&ik=3&pn=17&pn=62&pn=503>

企業立地推進課のホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=505&ik=3&pn=17&pn=62&pn=505>

岩手県企業立地ガイド (企業立地推進課のホームページ)

<http://www.pref.iwate.jp/%7Eritti/>

科学・ものづくり振興課のホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=502&ik=3&pn=17&pn=62&pn=502>

(財)いわて産業振興センターのホームページ

<http://www.joho-iwate.or.jp/>

中小企業・新規創業のための  
融資・助成制度のご案内  
- 平成 21 年度版 -  
平成 21 年 4 月 30 日発行

編集・発行  
岩手県商工労働観光部商工企画室  
電話 ( 019 ) 629-5530